

## 1 本学の自己点検・評価

平成5年3月、大学設置基準の大綱化に伴う筑波大学自己点検・評価規則が制定されて以来、本学における教育研究活動の状況について、各組織等は、本学の理念、目的、年次計画等を基準として、当該組織の設置目的等に即した自己点検・評価細目を設定し、自己点検・評価を実施してきた。

平成15年度も、前年度に引き続き、全学的管理運営組織（運営諮問会議、評議会、各審議会、人事委員会等）と、各教育研究組織（学群・学類、大学院研究科、学系、センター等）において、自己点検・評価を実施し、当該年度の活動状況を詳細に記述するとともに、その点検・評価の結果と次年度以降の課題をまとめた。本学報告は、本学法人化一年前という意味から、その総まとめに当たり、また、次年度以降の国立大学法人筑波大学における改革と発展のための礎となるものである。

## 2 建学の理念とその実現

本学は次のような建学の理念を掲げて、昭和48年（1973年）10月に開学した。

### (1) 教育と研究の新しい仕組み（学群、学系制度の導入）

①豊かな教養と高度の専門性をつちかう総合大学、②新しい教育方法の導入、③大学院の重視、④弾力的な研究組織と総合研究の推進

### (2) 新しい大学自治

①全学的な自治、②機能的な運営の確保

### (3) 開かれた大学

①管理運営に対する学外の意見の反映、②社会への大学開放、③内外の大学間交流の推進、④理想的な学園の建設

上記の理念を踏まえて、平成15年度は、次年度からの法人化後の本学のあるべき姿を検討すべく、「筑波大学法人化準備委員会」及びその下に設置された「専門委員会」において検討を重ね、「評議会」での審議を経て、平成15年9月29日に「国立大学法人筑波大学の中期計画・中期目標（素案）」を取りまとめ、文部科学省に提出した。その後、国立大学法人評価委員会からの意見を勘案し、同素案の修正案をまとめた。教育研究面では、21世紀COEプログラムにおける4つの研究分野の一層の充実発展を目指す活動を筆頭に、ノーベル化学賞を受賞された田中耕一氏を、先端学際領域研究センター（TARA）客員教授として迎え、本学基礎医学系教官らとの共同研究を進めた。今後、平成16年度の国立大学の法人化に向けて、本学の建学の理念を保ちつつ、将来とも先駆的な大学として活動していくための体制作りと意識変革が必要とされている。

## 3 平成15年度年次計画

### 筑波大学の使命

先端的・独創的な知の創出と個性輝く人材の育成を基礎とした知的サービスを通じて社会の発展に貢献する。

### 筑波大学が目指す大学像

- 教育、研究、社会貢献において競争力のある世界最高水準の大学
- 学群においては、教養教育と専門基礎教育を重視し、広い視野、豊かな人間性、確かな基礎学力を育む大学
- 独創性と深い専門性を兼ね備えた創造的な研究者、グローバルな視野と柔軟性を併せ持つ有為な高度専門職業人を養成する大学院重視の大学
- 国際社会、地域社会、産業界に対して、積極的に貢献する大学
- 新しい時代をリードし、常に先導的な大学改革を推進する大学

以上の使命を果たし、大学像を実現するために、平成15年度は下記の事項を重点目標に定めて、教育研究の高度化・活性化・国際化及び全学的な運営基盤の強化を推し進め、法人化への円滑な移行を成し遂げることにした。

### 全学的重点目標

- (1) 全教職員が筑波大学の使命の下に結集し、筑波大学の将来設計が示す大学像の着実な実現に向けて、意識改革と具体的な行動を開始する。
- (2) 学群、修士課程、博士課程の教育目標を再検討し、教育研究の一層の高度化に向けた行動計画を策定する。特に、学群、修士課程に関しては、平成16年度から始まる第1期中期計画期間における学群・学類、研究科・専攻の改組再編計画を策定し、その推進を図る。
- (3) 近隣研究機関と連携した研究大学院及び実務型の高度専門職業人を養成する専門職大学院を創出する行動計画を策定し、その推進を図る。
- (4) 成績評価と単位認定の厳格化を推進しつつ、本学の卒業生及び修了生の質を保証するシステムの構築を図る。
- (5) 卓越した研究拠点への重点的資源配分と研究環境の整備により、先端的・独創的な研究を推進する。
- (6) 産官との連携や知的財産管理を充実させつつ、研究成果を社会に積極的に発信・還元する。
- (7) 開かれた大学として国内外及び地域との交流を一層拡充するとともに、広報など社会とのコミュニケーションを充実させる。
- (8) 筑波キャンパス、東京キャンパスのそれぞれの立地条件を活かしたマスタープランを策定する。
- (9) 教職員及び各組織の業績評価システムを構築し、試行的運用を開始する。
- (10) 法人化に向けて、新しい経営システムの確立を図り、第1期中期計画を達成するための行動計画を策定する。
- (11) 筑波大学開学30周年（創基131年）記念事業を成功させる。
- (12) 教育研究の活性化、社会貢献の促進及び管理運営の効率化に資するため、情報技術の一層の高度利用を推進する。

上記の全学的重点目標を踏まえた具体的な年次計画は、次のとおりである。

### 3.1 教育

- (1) 学群・学類及び大学院の各研究科・専攻は、教育目標に沿った教育課程の整備、体系化を図る。また、教育課程と教育方法の工夫改善に資する特色ある取り組みを進める。
- (2) 責任ある授業運営と厳格な成績評価を行うことにより、単位制度の実質化を進める。また、成績が客観的な指標となるよう、適正な成績評価法の採用に努める。
- (3) 授業参画プロジェクトをより充実してFDを推進し、教育方法の工夫改善を図る。
- (4) 学生による授業評価を組織ごとに行い、授業改善、教育水準の向上に資する。
- (5) 情報通信技術を積極的に利用する教育を促進する。
- (6) 学群教養教育の改善に向けて具体的方策を策定する。
- (7) 学群においては、学士号の種別、教育分野の特性等を考慮した学群・学類の改組再編の具体的方策を検討する。
- (8) 修士課程においては、分野別の必要性に応じて、専門職大学院への転換、博士課程への改組などの具体的方策を検討する。
- (9) 博士課程においては、水準を保ちつつ、学位授与の一層の促進に努める。また、近隣研究機関と連携した新たな大学院を創出する計画を進める。さらに、21世紀COEプログラムなど卓越した教育研究拠点の形成を目指す。
- (10) 新学務システムの完成度を高め、システムの機能を教育に積極的に活用する。

## 3.2 研究

- (1) 法人化を目前に控えるなど、国立大学を取り巻く激しい環境変化の中で、学問や科学技術の将来を見据え、総合大学として諸分野の調和を図りながら、創造的研究を推進する。
- (2) 基礎研究を応用研究に結びつけるとともに、産学官連携を推進し、知的財産本部を設置して、研究成果の社会への還元を進める。大学周辺の独立行政法人・民間の研究機関等との包括的研究協力を強化する。
- (3) 大学院博士課程研究科等の教育組織と連携し、21世紀COEプログラム等により研究・教育の体制及び環境を整備して、国際的最先端の研究・教育を推進する。
- (4) 特定分野の研究の進展と全学の研究基盤の整備を図るため、研究関係センターについて、改組再編を含め、それぞれの特性に応じた将来計画を策定する。
- (5) スーパーSINETやつくばWANなどの学外の高速ネットワークとの接続による情報通信基盤の整備、論文引用データベースやオンラインジャーナル等の学術情報サービスの提供、電子図書館等の研究支援情報環境を向上させる。また、インターネットによる研究者情報の学外公開を実現する。
- (6) 研究の重点的支援のため、研究者、予算、スペースを全学的見地から重点配分する方式に見直す。また、研究者及び研究組織の業績評価システムを構築する。
- (7) 組換えDNA、放射性物質、毒物劇物等を用いる研究の安全管理を徹底する。
- (8) 科学研究費補助金、戦略的創造研究推進事業費等の競争的研究資金の獲得に積極的に取り組むとともに、間接経費の活用により、研究環境の改善を図る。また、国内外諸機関からの共同研究や受託研究の受入れを一層推進する。
- (9) 日本学術振興会特別研究員制度等を積極的に活用して、活力ある若手研究者の育成・確保に努める

## 3.3 学生生活

- (1) 学生生活環境のアメニティ向上に努める。
  - ① 福利厚生施設・設備の充実を図る。
  - ② 学生宿舎の居住環境を整備するとともに生活環境整備等への学生参加を促す。
- (2) 学内の安全性の向上（防犯対策、交通安全対策、危機管理教育等）に努める。
  - ① 防犯対策・危機管理教育等安全意識の強化を図る。
  - ② 交通安全対策の一環として、学内交通規則の周知を強化する。
- (3) セクシャル・ハラスメント防止のための啓発に努める。
- (4) 学生の心身の健康保持・増進を図る。
  - ① 健康診断や健康相談等により、生活習慣病や感染症の予防を図る。
  - ② 修学相談、進路・就職相談に対する心理教育的支援活動の充実を図る。
  - ③ 精神衛生相談、心理相談の充実を図り、精神・心理的問題の予防に努める。
  - ④ スポーツ等を通して健康増進を図る。
- (5) 就職指導・支援体制の強化に努める。
  - ① 厳しい就職環境に的確に対応するため就職情報の収集及び提供を強化する。
  - ② 大学院学生の就職指導・支援体制の充実を図る。
- (6) 学生組織の活性化を図る。
  - ① クラス連絡会の一層の充実を図る。
  - ② 学群・学類学生担当教官に対する学生担当教官室の支援体制の充実を図る。
  - ③ 全学学類・専門学群代表者会議に対する学生担当教官室の指導・助言体制の充実を図る。
  - ④ 大学院の各研究科に大学院学生と教員との懇談会等の開催を促し、研究科の運営及び学生生活に係る事項

について学生の意向等を反映させる。

(7) 学内行事（宿舎祭，スポーツ・デー，学園祭等）及び課外活動の充実を図る。

- ① 宿舎祭及び学園祭の充実を図り，地域社会との交流を深める。
- ② スポーツ・デーへの更なる学生参加を促す。
- ③ 学園祭における開学30周年記念企画を支援する。
- ④ 課外活動施設・設備の充実を図る。

(8) 外国人留学生支援の充実を図る。

- ① 留学生に対する相談指導のより一層の充実を図る。
- ② 筑波大学外国人留学生後援会による各種支援事業の充実を図る。

### 3.4 医療・保健

(1) 学生・教職員の健康の保持と増進を図る。

- ① 精神衛生・心理相談機能の充実を図り，精神的・心理的問題の予防に努める。
- ② 健康診断と健康相談を一層充実させ，生活習慣病や感染症の早期発見・早期予防を図る。
- ③ 保健管理センターにおいては，附属病院との連携の一層の強化など，法人化に向けて合理的・効率的な管理運営体制の確立を図る。

(2) 附属病院の理念に基づき，健全な経営基盤に立って，医療の充実・強化及び教育研究の場としての利便性の向上を図る。

- ① 法人化に向けて，附属病院の効率的な運営を推進するための中期目標・中期計画を立案する。
- ② 地域の中核病院としての役割を果たすために，患者本位の安全で専門性を有する医療の提供を目指して，ISO 9001：2000を年度内に取得する。
- ③ 病院機能評価認定の更新を図る。
- ④ 先端医療を担う医療従事者の充実と養成を図る。
- ⑤ 平成16年度から実施される卒後臨床研修の必修化に備えて，卒前・卒後教育カリキュラムの有機的結合を図るとともに，附属病院におけるレジデント制度の見直しを行う。
- ⑥ 特定機能病院として，地域の研究機関及び産業と連携し，高度で先進的な医療の開発・提供を行う。
- ⑦ 附属病院における医療の安全管理・感染対策を堅持するとともに，災害等の発生に対する万全の対策を図る。
- ⑧ 治験実施率の向上を図る。
- ⑨ 医療福祉支援センターを中心として，地域医療機関との密接な連携を図るとともに，地域医療従事者・県民への医学的知識の普及と附属病院の広報に努める。
- ⑩ 陽子線医学利用研究センターとの密接な協力体制を確立するとともに，陽子線治療が附属病院における高度先進医療として承認されることを目指す。
- ⑪ 附属病院全職員のモラルと志気の高揚を図る。

(3) 先端医療技術の開発と普及を推進する。

- ① 陽子線治療の臨床研究を行う体制を整備する。
- ② 遺伝子治療の臨床研究及び再生医療の開発を行う。

(4) 看護科学系の新設を図るとともに，看護・医療科学類の臨床教育に必要な体制の整備を行う。

### 3.5 図書館

- (1) 教育・研究活動を支援するため、図書、雑誌等図書館資料の系統的な収集整備を促進する。
  - ① 教育プログラムとの連携を図りつつ、教育用基本図書を重点的に整備・充実する。
  - ② 各研究科等と連携し、教員や大学院学生のための研究用学術図書資料の整備・充実を図る。
  - ③ 教育研究基盤としての電子ジャーナルの拡充・整備を図る。
- (2) 電子図書館システムの充実を図り、学術情報サービスの一元化を推進するとともに、学術情報の流通を更に活性化させる。
  - ① 研究プロジェクト報告、研究紀要、学位論文等の研究成果の電子図書館への登録の促進及び登録方式の見直しを行い、電子的に発信される学術情報の拡充を図る。
  - ② 蔵書をオンラインで網羅的に検索できるように、目録データが未入力である和装古書、貴重図書等の遡及入力を推進し、全蔵書のデータベース化を図る。
  - ③ 学術情報文献データベースを拡充・整備し、教育研究支援を強化する。
- (3) 利用者サービスの充実を図る。
  - ① 自動貸出システムによる貸出サービスの迅速化を図る。
  - ② Web上のレファレンスデスクを充実させ、学内外の利用者が資料収集、情報入手が迅速に行えるようにする。
  - ③ 土曜日、日曜日及び祝日における開館時間を拡大する。
  - ④ 地域住民等学外者への貴重資料等の公開を推進し、図書貸出サービスについても検討する。
  - ⑤ 医学図書館の時間外利用の拡大を目指す。
- (4) 図書館設備を整備・拡充し、利用環境の多様化、快適化を図る。
  - ① 配架スペース、資料保管スペースの確保及び電子図書館機能充実のため、中央図書館の増築及び医学図書館の増改築の実現を目指す。
  - ② 総合研究棟に研究開発及び教育研究支援の拠点として、24時間開館する情報配信のためのランチ設置を目指す。
- (5) 法人化に向け、資産台帳の作成・整備を図る

### 3.6 学校教育部・附属学校

- (1) 法人化に対応した学校教育部・附属学校の改革の推進を図る。
- (2) 附属学校を今日的教育課題を解決する先導的実験校として位置づけ、大学の教育研究との連携協力を推進する。
- (3) 研究プロジェクトの活性化により、大学と附属学校及び附属学校相互間における学校教育に関する実践的研究活動を推進する。
- (4) 心理・心身障害教育相談室を整備・充実し、教育相談に関する実践的研究活動を推進する。
- (5) 学校教育部・附属学校における安全性の向上（防災体制の整備、防犯対策等）に努め、学校教育部・各附属学校が進める防災・防犯対策の具体化を推進する。
- (6) 教育開発における国際的交流・協力を附属学校と協力して推進する。
- (7) 情報システムの拡充・整備とその教育への活用を附属学校と協力して推進する。

### 3.7 国際交流

- (1) 国際交流委員会を中心として、留学生センター、教育開発国際協力研究センター、国際交流課、留学生課等の関係組織の連携を強化することにより、本学の国際交流全般にわたる全学的な推進体制を整備する。

- (2) 教育開発国際協力研究センターを中心として、途上国への専門家派遣、受入研修等を行なうことにより国際教育協力事業を推進する。
- (3) 東アジア研究型大学協会（AEARU）の一員として、その事業に積極的に参画するとともに、本学においてもワークショップを開催する。
- (4) トップマネジメントによる海外の大学への訪問などを積極的に行うことにより、国際交流協定の開拓・量的拡大・質的充実に努めるとともに、必要に応じて交流内容の見直しを進める。
- (5) 国際共同研究や共同教育プログラムの実施、相互訪問、国際会議の開催・論文発表等を促進し、学術研究・教育における国際交流を一層推進する。
- (6) 国際交流計画事業費、日本学術振興会各種制度等を積極的に活用し、外国人研究員・研究者の受入れを促進するとともに、外国人教師等宿泊施設の整備等により受入れ体制を充実させる。
- (7) 外国人留学生の受入れを促進するため、各教育組織における受入れ体制や外国人留学生後援会等による各種支援体制を充実させる。また、本学学生の海外留学を促進するため、海外留学説明会や各種相談体制を整備する。さらに、短期交換留学を一層推進する。
- (8) 国際交流を推進するための各種助成事業を活用して資金の導入を図る。
- (9) 「日本留学フェア」等の説明会への参加、英文ホームページの充実等により、本学の教育研究情報を世界に向けて積極的に発信する。

### 3.8 教員人事

- (1) 法人化後を見据え、本学の将来設計に則った教員の適正配置について基本方針を立案する。
- (2) 法人化後の全学的な教員選考方針を具体的に検討する。
- (3) 法人化後の全学的な教員業績評価の方法を具体的に検討する。その際に、教育・管理運営業務等の積極的な評価方法も視野に入れる。
- (4) 優秀な教員を確保するために、公募制導入の一層の拡大を図る。また、教員の流動性を高めるために、任期制導入を推進する。
- (5) 前年度に引き続き、適切で効率的な教員人事選考の方策を探り、人事選考の迅速化を図る。

### 3.9 環境・施設設備の整備等

- (1) 施設・設備の点検・評価を行い、キャンパスリニューアル・マスタープランに基づく整備改善に努める。特に、老朽化しつつある施設・基幹設備について、その具体的改善方法を策定し、施設の管理運営の効率化に努める。
  - ① 筑波大学キャンパスマネジメントシステムによる施設調査を実施する。
  - ② 全学的なスペース資源の再配分についての方策を検討し、法人化への対応を進める。
  - ③ 老朽化した基幹設備の改善整備を図る。
  - ④ 冷暖房設備方式の見直しの具体化及び改善に努める。
- (2) 大学院教育の充実・強化に向けた施設整備に努める。特に、高度化・多様化する教育研究活動に弾力的に対応するため、既存施設の整備により有効活用を進める。
  - ① 大学院重点化等に対応する総合研究棟及び移転跡スペースの施設整備を図る。
  - ② 全学共用スペースの有効活用により、教育研究活動の活性化を図る。
- (3) 環境に配慮した施設・設備の整備改善に努める。特に、キャンパスアメニティの向上、教育・研究・医療活動が安全に推進できる、新世紀の大学キャンパスに相応しい豊かで快適な環境整備に努める。
  - ① 環境整備経費による施設等の整備に努め、教育・研究環境を向上させる。

- ② 附属病院の高度先進医療に対応する施設整備に努める。
- ③ 東京キャンパスのリニューアルの検討を開始する。

### 3.10 管理運営

- (1) 国立大学法人への移行に伴い、新たな対応が求められる法令・社会的規制に応じて、会計、労務・安全、環境・防災などについて必要な諸準備を行う。
- (2) 国立大学法人筑波大学設立後の新しい管理運営体制の構築に関する具体的な諸準備を行う。
  - ① 設立後の最初の学長選考方法の策定
  - ② 意思決定体制の確立及び各役職教職員の責任・権限の明確化
  - ③ 会議体の統合・簡素化と運営の効率化
  - ④ 教職員及び組織の業績評価システムの確立
  - ⑤ 教員と職員の連携強化
  - ⑥ 管理運営能力向上のため役職教職員の研究会・研修会の開催
  - ⑦ 学内諸規則の整備
- (3) 社会的要請、国際化への対応等を十分に考慮し、本学の教育研究の一層の向上と取り組むべき主要な課題の実現を図るため、重点的に取り組む課題を選定するとともに、評価に基づいた重点的・効果的な資源配分方針及び概算要求方針を策定する。
- (4) 教育研究環境の充実、安全な施設環境の維持及び生活環境の向上のため、必要な施設整備を着実に推進する。また、老朽化した教育研究用の基幹的設備の更新については、引き続き必要な措置を講じる。
- (5) 本学が目指す大学像の実現及び法人化への対応を踏まえて、本学の運営支援体制の再構築を進める。
  - ① 本部事務組織の簡素化  
現行の事務局を、順次、ア．管理運営部門、イ．事業部門、ウ．各部局に係る教育研究等の支援業務を行う支援部門に再編することとし、その準備を進める。
  - ② 新たな体制への移行に備えた職員の意識の改革
- (6) 教職員の職務遂行成果の更なる向上に資する職場・生活環境を充実させる。